

**「福島県警察障害者活躍推進計画」に基づく取組の実施状況の公表**

～障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項～

**1 評価年度**

令和5年度

**2 目標に対する達成度**

## (1) 採用に関する目標

障害者である職員の数が、法定雇用率（法第38条第1項に規定するものをいう。）により必要とされる数以上の水準を維持するよう、積極的な採用に努める。

○ 実績：令和6年6月1日現在の実雇用率 3.18%（法定雇用率2.8%）

【参考】令和5年6月1日現在の実雇用率 2.96%（法定雇用率2.6%）

## (2) 定着に関する目標

障害を理由とする不本意な離職を極力生じさせない。

○ 実績：障害を理由とする不本意な離職は発生していない。

**3 取組内容の実施状況**

## (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

## ○ 組織面

・ 障害者雇用推進チームにおいて、福島県警察障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を実施

・ 県警本部に障害者職業生活相談員を配置

## ○ 人材面

・ 障害者職業生活相談員の選任予定者が、福島労働局主催の障害者職業生活相談員資格認定講習を受講

・ 障害に対する理解促進を図るため、全職員に執務資料を配布

・ 警察学校初任科生を対象に、聴覚障害者による講話や養護施設における研修を実施し、障害に対する理解を促進

## (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

・ 障害者である職員と面談を行い、職員の能力や希望、特性等を踏まえ、必要に応じて最適な業務を検討し、職務を選定

## (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

## ○ 募集・採用

・ 職員の募集、採用時等に合理的配慮の提供が可能であることを周知

・ 障害者を対象とした職員採用選考試験（正規職員）を実施

## ○ 働き方

・ 早出遅出勤務の周知、定期通院等の機会における休暇取得を促進

## ○ その他の人事管理

・ 職場の満足度に関するアンケート調査を実施し、結果を執務資料等で全職員に周知したほか、改善要望等については、配置所属や人事担当と情報共有し、不本意な離職を生じさせない職場環境を整備

## (4) その他

・ 障害者就労施設からの物品調達、警察施設内における販売等を実施

・ 令和5年8月、福島県警察障害者活躍推進計画に定める目標のうち、定着に関する新たな目標として「障害を理由とする不本意な離職を生じさせない。」を追加

**4 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果**

令和6年6月1日時点の実雇用率は3.18%と法定雇用率を上回り目標を達成しているほか、令和5年度中に障害を理由とした不本意な離職もなかった。

引き続き、障害者を対象とした採用選考試験等を行い、法定雇用率以上の雇用に努めるとともに、障害特性等に応じた適切な支援や配慮に努める。